

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月16日
【会社名】	日本ハウズイング株式会社
【英訳名】	NIHON HOUSING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小佐野 台
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿一丁目31番12号
【電話番号】	03（5379）4141（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 山内 敦雄
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿一丁目31番12号
【電話番号】	03（5379）4141（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 山内 敦雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,927,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	日本ハウズイング株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目5番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 平成21年11月16日(月)開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,400,000株	1,927,800,000	963,900,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,400,000株	1,927,800,000	963,900,000

(注) 1 第三者割当の方法によります(以下上記募集の方法による新株発行を「本第三者割当増資」といいます。)

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、963,900,000円であります。

3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等

割当予定先の氏名又は名称		株式会社リロ・ホールディング	
割当株数		1,400,000株	
払込金額		1,927,800,000円	
割当予定先の内容	所在地	東京都新宿区新宿四丁目3番23号	
	代表者の役職氏名	代表取締役社長 土屋 真	
	資本の額	2,561百万円（注）1	
	事業の内容	リロケーション事業、福利厚生代行サービス事業、リゾート事業	
	大株主及び持株比率	佐々田 正徳 40.42% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 7.61% ゴールドマン・サックス・インターナショナル（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社） 6.10% 株式会社リロ・ホールディング 5.94% エン・ジャパン株式会社 3.30% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 3.12% ビービーエイチ・フォー・フィデリティ・ロープライズド・ス トック・ファンド（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行） 2.24% 株式会社みずほ銀行 1.98% ジェービーエムビーエルエスエー・オブショア・レンディング ・ジャスダック・アカウント（常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行） 1.34% リロ・ホールディング従業員持株会 1.34%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数	3,977,000株（所有割合27.09%）
	取引関係	当社と割当先との間で業務提携契約を締結しております。	
	人的関係	割当先より当社に対して社外取締役を2名派遣しております。	
当該株券の保有に関する事項		当社は割当予定先より、割当新株式発行日から2年以内に割当予定先が割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称と譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき内諾を受けており、当該内容の確約書を得る予定であります。	

（注）1 割当予定先の資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成21年9月30日（水）現在におけるものです。

2 当社との関係の欄は、平成21年11月16日（月）現在のものです。

募集の目的及び割当予定先を選定した理由

当社は、昨年5月13日に7ヶ年の成長戦略を公表し、その達成に向けて全社一丸となって取り組んでおりますが、中でも主力のマンション管理事業につきましては、管理に対するニーズが多様化かつ高度化している中、管理品質の向上及びサービスの拡充による顧客満足度の向上、並びに積極的なリプレース営業や友好的なM&Aを用いたストックの拡大によるスケールメリットを活かした競争力及び収益力の向上を目指しております。当社はかねてより、上記に関する具体的な施策として、業務の更なる効率化と経営基盤の一層の強化を目的として、新たな基幹システムを中心とする業務システムの構築作業を進めております。

また、上記に関する具体的な施策として、営業体制の一層の強化に加え、今後、マンション管理会社に対するM&A案件にも積極的に取り組む方針であり、現在、当社は、複数の買収案件について検討を行っております。マンション管理事業は労働集約的な業務であり、効率化が困難な事業であります。管理ストックの拡大は、仕入コストの低減や人員、設備などの有効活用による収益性の向上が見込めるほか、管理現場を通して得られる様々な管理ノウハウの獲得など、多大な効果が期待でき、他社との競争力の強化にも資するものであります。

上記のとおり、当社では、システムの構築及びM & Aを確実に実施していくために、早期の資金調達が必要不可欠な状況にあります。その具体的な調達方法に関しては、長引く不況という経済情勢等に鑑みても、当社の財務面の健全性を維持・強化することを重視する必要があると考えております。すなわち、マンション管理事業においては、マンション管理会社の破綻等により管理組合財産が毀損される例が少なくない中、マンション管理会社の財務面における安全性・健全性はますます重要視されており、磐石な財務基盤を有することは、管理実績と並んで、管理組合がマンション管理会社を選択する際の重要な判断基準のひとつであると考えられています。そのため、上記の資金調達に際しては、新株発行の方法により、自己資本を充実し財務基盤を強化することが必要であると判断いたしました。

そして、かかる新株発行の具体的方法については、当社成長戦略の達成及び更なる企業価値向上を図るため、平成20年12月25日付業務提携契約書（以下「本業務提携契約」といいます。）に基づく業務提携（以下「本業務提携」といいます。）先である株式会社リロ・ホールディング（以下「リロ・ホールディング」といいます。また、同社とその子会社及び関連会社を、以下「リログループ」といいます。）を割当先とする第三者割当増資を実施することにより、同社との資本関係をさらに強化し、建物管理サービスにおける協力関係をより強固なものにすること（以下「本資本提携」といいます。）が、自己資本充実と併せ、当社の企業価値の最大化に資するものと判断いたしました。

また、当社は、リロ・ホールディングと昨年12月に本業務提携契約を締結し、本年5月より、当社の専有部サービスであります「安心快適生活」のサービス内容をさらに充実するなど、リログループとの協働により、従来のマンション管理会社の枠組みを超えた共用部分・専有部分にとらわれない総合的な建物管理サービスを展開しております。これまでに、前述の「安心快適生活」に加え、リログループの主力商品のひとつであります「転勤留守宅サービス」の提供や管理組合向けに行事やイベントの手伝いを行う「イベント代行サービス」の提供、「室内リフォーム工事」の提供など、リログループとのコラボレーションにより、新たな商品やサービスの提供に共同で取り組んでまいりました。そして、本年11月からは、本業務提携以降約1年間検討・準備を進めてきた、マンション入居者向け情報誌「HOUSING NEWS」を、リロ・ホールディングのノウハウの提供等の全面的な後方支援を受けて発刊するなど、両社の提携シナジーの強化は、新たなステージに入ろうとしているところといえます。上記のとおり、同社との本業務提携の具体的な取り組みにより当社に業務上のシナジーが発現しつつあり、当社のより一層の企業価値向上にはリロ・ホールディングとの資本関係をさらに強化した上で、建物管理サービスにおける協力関係をより強固にするなどリログループとの一層の業務上のシナジーを追求するのが望ましいと判断いたしました。また、確実な資金調達先という観点からも、当社と業務提携関係にあるリロ・ホールディングが適切であると判断いたしました。当社は親会社にデベロッパーを持たない「独立系」の管理会社として企業価値向上に取り組んでまいりましたが、本資本提携は当社の企業価値の源泉であります「独立系」を損なうものではなく、その観点からも本第三者割当増資の割当先としてリロ・ホールディングは適切であると判断しております。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される新株式の数は1,400,000株（議決権数14,000個）であり、有価証券届出書提出日における当社発行済普通株式総数14,680,000株（総議決権数146,783個）の9.5%（議決権における割合9.5%）に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。しかしながら、本第三者割当増資により調達する資金は、当社の成長の加速・更なる企業価値向上を図るにあたり、必要不可欠な設備投資及びM & A資金に充当されること、また、本第三者割当増資を実施することで、リロ・ホールディングとの間で資本提携を行い、総合的な建物管理サービスに係るリロ・ホールディングとの協力関係をより強化することで、自己資本充実と併せ、当社の企業価値向上に資するものであると判断したこと等より、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

（2）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
1,377	963,900,000	100株	平成21年12月2日（水）	該当事項はありません。	平成21年12月2日（水）

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

- 3 上記記載の申込期間までに申込みのない株式については、発行を打切るものとします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ払込むものとします。
- 5 発行価額につきましては、当社株式の株価動向、当社の業績動向、本第三者割当増資で発行される株式数及び昨今の市場動向等を総合的に勘案し、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前取引日（平成21年11月12日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値（1,530円）に90%を乗じた金額である1,377円といたしました。当該発行価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日（平成21年11月13日）までの1ヵ月間（平成21年10月14日～平成21年11月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均1,553円（平均株価の算出に際しては小数点第1位を四捨五入、以下同様）に対して11.33%（ディスカウント率及びプレミアム率の算出に際しては小数点第3位を四捨五入、以下同様）ディスカウント、平成21年11月13日までの3ヵ月間（平成21年8月14日～平成21年11月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均1,489円に対して7.52%ディスカウント、平成21年11月13日までの6ヵ月間（平成21年5月14日～平成21年11月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均1,237円に対して11.32%プレミアムとなります。なお、本第三者割当増資の発行価額の決定については、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が、本取締役会に出席し、決議の直前日の価額、上記1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月の各終値平均からの変化率を勘案して、有利発行には当たらないと判断する旨の意見を述べております。また、割当先であるリロ・ホールディングの代表取締役及びリロ・ホールディングのグループ会社の代表取締役を兼務する当社取締役2名は、当該取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
日本ハウズイング株式会社 本社	東京都新宿区新宿一丁目31番12号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,927,800,000	20,000,000	1,907,800,000

（注）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,907百万円については、設備投資として、平成22年10月完成予定の次期基幹システムの開発に約1,050百万円、スケールメリットを活かした事業運営を追求することを目的としたマンション管理会社の買収等に約857百万円を充てる予定です。

マンション管理会社の買収等につきましては、既に複数の案件について検討を開始しており、所要資金は1,500百万円程度となる見込みです。

前述のシステム開発費用と合算し、総額では約2,550百万円の支出の可能性があり、うち1,907百万円を今回調達する自己資金でまかなう予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社銀行口座にて管理を行います。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
次期基幹システム開発	約1,050	平成21年12月～平成22年10月
マンション管理会社の買収資金	約857	-

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」については、有価証券届出書提出日（平成21年11月16日）現在において変更はありません。

また、組込情報の有価証券報告書に記載された将来に関する事項は、有価証券届出書提出日（平成21年11月16日）現在において変更はありません。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報の第45期有価証券報告書の提出日（平成21年6月29日）以降、有価証券届出書提出日（平成21年11月16日）現在までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<平成21年10月7日提出の臨時報告書>

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 合人社シティサービス株式会社

主要株主でなくなるもの 株式会社ランドマーク

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

合人社シティサービス株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	29,495個	20.09%

株式会社ランドマーク

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	29,495個	20.09%
異動後	- 個	- %

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、平成21年3月31日現在の総株主等の議決権の数に基づいて算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成21年10月1日（大量保有報告書（変更報告書）の報告義務発生日）

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額、発行済株式総数及び総株主等の議決権の数

資本金の額 1,529,000,000円

発行済株式総数 14,680,000株

総株主等の議決権の数 146,783個

(注) 総株主等の議決権の数は、平成21年3月31日現在のものです。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第45期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第46期 第2四半期)	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

日本ハウズイング株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 氏原 修一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中島 康晴 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金子 秀嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ハウズイング株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ハウズイング株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月13日に開催された取締役会において、開発建設事業から撤退することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

日本ハウズイング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島 康晴 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子 秀嗣 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮下 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ハウズイング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ハウズイング株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月29日

日本ハウズイング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 康晴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 秀嗣 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 毅 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ハウズイング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ハウズイング株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本ハウズイング株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本ハウズイング株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

日本ハウズイング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩淵 信夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子 秀嗣 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮下 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ハウズイング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ハウズイング株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

日本ハウズイング株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 氏原 修一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中島 康晴 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金子 秀嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ハウズイング株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ハウズイング株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月13日に開催された取締役会において、開発建設事業から撤退することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

日本ハウズイング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 康晴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 秀嗣 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ハウズイング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ハウズイング株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。